

出店に当たっての留意事項

1. 出店申込(出店申請書の提出)

出店を希望される各業者(団体)は「出店の申し込みについて」に必要事項を記入し、イベント等の開催初日 3 日前までに提出してください。

ただし、火器を使用する場合は、消防署に届け出る義務があることから開催初日 10 日前までとします。

なお、火器を使用する場合は、各社の責任と当日の現場責任者、出店物品の内容を詳しく記入してください。

2. 出店制限

出店は基本的には先着順とさせていただきますが、下記事項の場合は出店を制限または中止していただくことがあります。

① イベント等の主催者からの要望で出店制限がある場合。

② 飲食関係の出店は、ラウンジ売店と品目が類似する場合。

飲食物を取り扱う場合は、必ず取扱品名を「出店の申し込みについて」に明記してください。

③ 指定された場所以外で出店する場合。

※ イベント等開催期間すべて出店する業者などを優先に、協会事務局が配置を指定します。

3. 水道・電気

水道・電気は原則として出店者にて用意してください。

ただし、出店場所付近の上水道・コンセントが使用可能な場合はこの限りではありません。

なお、使用に際しては節度あるご利用をお願いします。

当協会の水道・電気を利用される場合

1) 水道

① 水道は上水道をご利用ください。(飲用に井戸水は使用しないでください)

② 特定の水栓を占有する場合は事前に申し出てください。

③ 出店により生じた廃水、廃油、汁物等は出店者の責任により処理願います。

2) 電気

① コンセントから器具までの配線は各自で準備願います。(配線に不備がないことを確認してください)

② 系統(1系統 15A~20A)の独占はできません。他の出店者と共用となります。

いかなる理由でもブレーカーが落ちた場合、使用を中止する場合があります。

③ 出力の高い電気機器(暖房器具、調理器具等)を使用する場合は、機器名、最大出力を記載し、事前に申し出てください。(②により認められない場合があります)

水道・電気ともに常識の範囲を超える利用が確認された場合、使用の中止及び別途費用の請求をすることがあります。

4. 車両

出店関係者の車の乗り入れ等原則として下記時間内とします。

商品、器材等の搬入は、朝 9:00まで 搬出は、夕16:00から

※ キャンプ前ロータリーの乗り入れも同様とします。(このエリアは、みつきいバス運行コースとなっています)

なお、イベント等の状況により搬出時間を変更する場合は協会事務局から指示します。

5. 出店販売の報告(出店販売報告書の提出)

出店終了後には、出店販売報告書を提出してください。

6. その他

① 出店にテーブル・イス等が必要な場合は、各出店業者が準備してください。

園内に配置してありますテーブルならびにイスについては来園者の休憩用のため使用禁止とします。

② 雨天等でイベントの一部を中止する場合がありますので、予め了承ください。

詳しくは当協会事務局までお尋ねください。(0120-816-892 ガイダンス3番)